

岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金交付要綱（以下「要綱」という。）は、物価高騰等の影響を受けている中、負担が増大しているNPO法人に対し、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金（以下「助成金」という。）を交付し、当該法人が安定して活動できる体制の維持を図り、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

(適用除外)

第2条 助成金の交付手続については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号）第20条の規定により規則の適用を除外するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(助成対象団体)

第4条 助成金の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年4月1日現在において、その団体の主たる事業所及び従たる事業所が岸和田市内にあるNPO法人であること。
- (2) 申請日において、法第29条に定める事業報告書等をすべて提出していること。
- (3) 令和6年度において、申請日までに当該法人の定款に規定する特定非営利活動に係る事業を実施しており、かつ申請日以降も継続して実施する意思があること。
- (4) 岸和田市又は他の市区町村が実施する同様の物価高騰に係る助成金の交付対象でないこと。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1法人につき3万5千円とする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）を令和7年12月26日までに市長に提出しなければならない。

2 助成金の申請は、1法人につき1回限りとする。

(助成金の交付の決定等)

第7条 市長は、申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことと決定したときは、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に対し、助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、交付の決定を取り消すときは、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金返還通知書(様式第5号)により申請者に期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。